

## お知らせ

### ご存知ですか？ 檢察審査会

交通事故、詐欺、脅迫などの犯罪の被害にあったが、檢察官がその事件を起訴してくれない、そのような不満をお持ちの方は、遠慮なくご相談ください。審査申立費用は無料です。審査員は、選挙権を持っている20歳以上の方の中からくじで選ばれることになっています。

現在檢察審査会では、この制度をドラマ形式で紹介したDVDの貸出を行っていますので、希望される方はさいたま第一檢察審査会事務局までお問い合わせください。

**図** さいたま第一檢察審査会事務局 ☎ 863-8714

### 高齢受給者証を送付します



町の国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に、負担割合の判定を行った新しい高齢受給者証を送付し

ます。

8月以降に医療機関等で受診する場合は、窓口で新しい高齢受給者証と保険証を一緒に提示してください。

**図** 保険医療課 ☎ 2172

### 国民年金保険料の免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農業者・フリーターなど）で、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満の方）」がありますので、保険医療課国民年金係窓口で手続きしてください。

平成30年度の免除等の受付は7月2日から開始され、7月分から平成31年6月分までの期間を対象として、前年の所得に基づき審査を行います。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

なお、失業や災害などを理由とするときは、特例があります。失業の場合は雇用保険被保険者離職票等、災害の場合は罹災証明書等が必要になるので、詳しくはご相談ください。

さい。

※免除等は、前年の所得を基準としますので、所得の申告は忘れずに行ってください。

**図** 保険医療課 ☎ 2173

### 国民健康保険税の減免

町では、失業や災害などのやむを得ない理由によって税の納付が難しい場合について、国民健康保険税の減免制度を設けています。

減免には条件がありますので、ご相談ください。

**図** 保険医療課 ☎ 2172

### 介護保険

平成30年度介護保険料の納付をお願いします

7月中旬までに第1号被保険者（65歳以上）の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には、介護保険料特別徴収開始通知書を、普通徴収（特別徴収以外）の方には、平成30年度分の納入通知書または口座振替通知書をそれぞれ郵送します。詳しくは通知書に同封したお知らせをご覧ください。

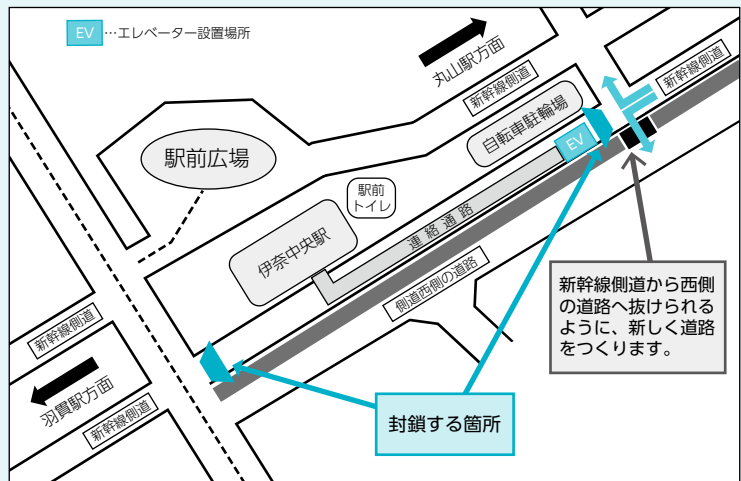
## エレベーター設置工事に伴う 伊奈中央駅周辺の道路封鎖



伊奈中央駅のバリアフリー化に向けて、エレベーターの設置工事が7月から開始される予定です。伊奈中央駅のエレベーターとその連絡通路は、駅西側の新幹線側道部分を封鎖して工事を行うため、車両の通行ができなくなります。

なお、エレベーターの供用開始時期は平成30年度中を予定しております。

**図** 生活安全課 ☎ 2283



転入等された方

① 今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。

② 今年7月以降に満65歳になる方には、満65歳到達月またはその翌月に納入通知書を送付します。

※満65歳到達月とは、生まれた日の前日の属する月となります。

介護保険の利用者負担割合が変わります

現在介護サービスを利用した際の利用者負担は1割または2割とされていますが、8月利用分から第1号被保険者(65歳以上)で2割負担者のうち、現役並み所得の方の負担割合が3割となります。

町税等の納期のお知らせ

納期限 7月31日(火)

- ① 固定資産税 2期
- ② 国民健康保険税 1期
- ③ 介護保険料 1期
- ④ 後期高齢者医療保険料 1期

納期内の納付をお願いします。(年天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に同封されているほか、収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

- ☎ ①② 収税課 ☎ 2 1 4 2  
 ③ 福祉課 ☎ 2 1 2 4  
 ④ 保険医療課 ☎ 2 1 7 5

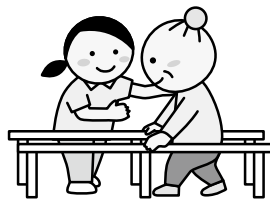
所得状況	負担割合	
	2018.7月まで	2018.8月から
本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が下記に該当する方 ●1人の場合: 340万円以上 ●2人以上の場合: 463万円以上	2割	3割
本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が下記に該当する方 ●1人の場合: 280万円以上 ●2人以上の場合: 346万円以上	2割	
本人の合計所得金額が160万円未満	1割	

介護保険サービス利用者負担の軽減

☎ 住民税非課税世帯に属する方  
 対象となる可能性のある方には7月中旬に申請書を送付します。

※ただし、預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合または世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外です。  
 ☎ 福祉課 ☎ 2 1 2 3

後期高齢者医療保険



平成30年度分後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、平成30年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。

特別徴収(年金からの天引き)対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。

定通知書を送付します。

※後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者(日本年金機構など)からの通知に基づいて行われています。

普通徴収対象の方

① 保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。納期は、7月から翌年2月までの各月(8回)となっています。

② 今年10月から特別徴収が開始される方には、特別徴収開始通知書と併せて納付通知書を送付します。7月から9月は納付通知書で納めていただき10月以降は年金からの天引きとなります。

年度途中で資格取得した方

今年6月以降に転入・75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に順次納付通知書を送付します。

今年5月以降に資格を喪失した方

後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書

広 告

全国フランチャイズチェーン 関東運輸局長指定民間車検工場

# ホリデー車検伊奈

車検のお問い合わせ、ご予約は…受付時間: AM8:30~PM6:30 定休日: 火曜日・祝日

イナニハシレ

## 0120-172-840

※ご予約は車検証をご買のうえお申し込みください。

株式会社田口自動車 〒362-0803 埼玉県北足立郡伊奈町大針761-1  
 TEL 048-721-5055 FAX 048-721-5056

で納めていただきます。

② 普通徴収対象の方  
 転出先やご遺族あてに、納付通知書を送付します。

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方に対し、保険医療機関での負担割合(1割または3割)を前年の所得を基に判定し、7月中旬に新しい被保険者証(茶色)を送付します。

有効期限▼平成31年7月31日  
 ※古い被保険者証(紺色)は、ハサミをいれるなどして、厳重に処分してください。

☎ 保険医療課 ☎ 2 1 7 5